

北上市防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

北上市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年北上市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基地局 北上市役所<u>庁舎</u>内に設置する無線設備をいう。</p> <p>(3) 陸上移動局 陸上を移動して運用する<u>車載用又は携帯用</u>の無線設備をいう。</p> <p>(4) 無線系 <u>前3号の無線局及びその附帯設備</u>を含めて一体となって運用するシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基地局 <u>無線局のうち、北上市役所本庁舎</u>内に設置する無線設備をいう。</p> <p>(3) 陸上移動局 <u>無線局のうち、陸上を移動して運用することができる半固定型、車載型又は携帯型</u>の無線設備をいう。</p> <p>。</p> <p>(4) 無線系 <u>基地局及び陸上移動局並びにその附帯設備</u>を含めて一体となって運用するシステムをいう。</p>

(5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいう。

(移動局管理者)

第5条 陸上移動局を所管する課及びその他施設（以下「課等」という。）に移動局管理者を置く。

2 [略]

3 移動局管理者は、所管する陸上移動局及び基地局送受話器を管理監督する。

(無線取扱責任者)

第6条 [略]

2 無線取扱責任者は、総括管理者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

3 [略]

(無線従事者)

第7条 無線系に無線従事者を置く。

2 無線従事者は、市長が任命する。

3 無線従事者は、総括管理者の命を受け、無線設備の操作及び管理の業務を行うとともに、無線取扱者を指導する。

4 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(無線取扱者)

第8条 無線取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般職員と

(移動局管理者)

第5条 陸上移動局を所管する課等に移動局管理者を置く。

2 [略]

3 移動局管理者は、所管する陸上移動局を管理監督する。

(無線取扱責任者)

第6条 [略]

2 無線取扱責任者は、総括管理者が職員の中から無線従事者（電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。以下同じ。）の資格を有する者を指名し、これに充てる。

3 [略]

(無線取扱管理者)

第7条 無線系に無線取扱管理者を置く。

2 無線取扱管理者は、総括管理者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

3 無線取扱管理者は、総括管理者の命を受け、無線設備の操作及び管理の業務を行うとともに、無線取扱者を指導する。

4 総括管理者は、無線取扱管理者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(無線取扱者)

第8条 無線取扱者は、無線局の運用にたずさわる職員とする

する。

2 無線取扱者は、無線従事者の管理のもとに、法等を遵守し、これに基づいた無線局の運用を行う。

(業務書類等の管理)

第9条 無線局業務日誌(様式第1号)は、基地局送受話器設置場所に備え付け、無線取扱者が交信の都度記載し、無線従事者が確認のうえ月毎に移動局管理者の査閲を受けるものとする。

2 移動局管理者は、毎年1月から各3箇月の期間ごとに無線局業務日誌を無線局業務日誌抄録(様式第2号)にとりまとめ、総括管理者に提出しなければならない。

3 総括管理者は、前項の規定により提出された無線局業務日誌抄録をとりまとめ、東北総合通信局長から求められた場合は、速やかに提出するものとする。

4 無線取扱責任者は、法等に基づく業務書類等を整理保管するものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用にあたっては、法等によるほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 陸上移動局を開局したとき又は閉局したときは、速やかにその旨を基地局に通報しなければならない。

(5) 陸上移動局を開局し閉局するまでの間は、常時受信できる状態にしておかななければならない。

。

2 無線取扱者は、無線取扱管理者の管理のもとに、法等を遵守し、これに基づいた無線局の運用を行う。

(無線局運用状況の管理)

第9条 総括管理者は、無線局の運用状況について東北総合通信局長から報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

2 無線取扱責任者は、法等に基づき通信記録等を整理保管するものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用にあたっては、法等によるほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 陸上移動局の使用を開始してから使用を終了するまでの間は、常時受信できる状態にしておかななければならない。

2 [略]

(陸上移動局の使用申込)

第12条 他の課等において、所管する陸上移動局を使用しようとする者は、あらかじめ陸上移動局使用申込書（様式第3号）を所管の移動局管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、口頭で申込みをすることができる。

(無線設備等の保守点検)

第13条 無線局の正常な機能を維持するため、次の各号により保守点検を行う。

(1) 無線取扱者は、陸上移動局を開局する際には次の項目について点検を行い、その結果を基地局に通報するものとする。

ア [略]

イ 陸上移動局免許証票の備え付け及び呼出名称表示の有無

ウ 時刻照合

(2) 無線取扱責任者は、様式第4号に掲げる点検項目について、1年毎に点検を行い、総括管理者の査閲を受けるものとする。ただし、設備関係については、保守契約を締結のうえ、外部委託により行うものとする。

2 [略]

(陸上移動局の使用申込)

第12条 他の課等において、所管する陸上移動局を使用しようとする者は、あらかじめ陸上移動局使用申込書（様式第1号）を所管の移動局管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、口頭で申込みをすることができる。

(無線設備等の保守点検)

第13条 無線局の正常な機能を維持するため、次の各号により保守点検を行う。

(1) 無線取扱者は、陸上移動局の使用を開始する際には次の項目について点検を行うものとする。

ア [略]

イ 呼出名称表示の有無

(2) 無線取扱責任者は、無線局点検表（様式第2号）に定める点検項目について、1年毎に点検を行い、総括管理者の査閲を受けるものとする。

2 無線取扱責任者は、登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）別表第7号に規定する点検の実施項目について、1年毎に外部委託により点検を行い、総括管理者の査閲

(故障等障害時の処理)

第14条 無線取扱者は、移動局に故障等障害を認めたときは、直ちに使用を中止して無線従事者に報告し、指示を受けなければならない。

2 無線従事者は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を行い、その結果を移動局管理者に報告するとともに、無線設備故障等障害状況報告書（様式第5号）により総括管理者に報告しなければならない。基地局の無線設備に故障等障害を認めたとときも同様とする。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、災害の発生に備え、無線局の機能の確認及び運用の習熟を図るため、年1回以上通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第16条 総括管理者は、無線取扱者等に対して、電波法等関係法令及び管理運用規程等の研修を行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

を受けるものとする。

(故障等障害時の処理)

第14条 無線取扱者は、所管する無線局に故障等障害を認めたときは、直ちに使用を中止して無線取扱管理者に報告し、指示を受けなければならない。

2 無線取扱管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに総括管理者に報告した上で必要な措置を行い、その結果を当該報告に係る無線局の移動局管理者に報告するとともに、無線設備故障等障害状況報告書（様式第3号）により総括管理者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、災害の発生に備え、無線局の機能の確認及び運用の習熟を図るため、年1回以上通信訓練を行うものとする。

(研修)

第16条 総括管理者は、無線取扱者等に対して、法等及び管理運用規程等の研修を行うものとする。

別表（第3条関係）

無線局の回線構成、配置及び識別番号

北上市役所本庁舎			
電話交換機室	ぼうさいきたかみ	501	基地局
	ぼうさいきたかみ	301	統制台
	ぼうさいきたかみ	022	半固定型 (電話連携)
	ぼうさいきたかみ	023	半固定型 (電話連携)
	ぼうさいきたかみ	024	半固定型 (電話連携)
企画部			
危機管理課	ぼうさいきたかみ	302	指令卓
	ぼうさいきたかみ	001	半固定型
	ぼうさいきたかみ	101	車載型
	ぼうさいきたかみ	102	車載型
	ぼうさいきたかみ	103	車載型
	ぼうさいきたかみ	201	携帯型
	ぼうさいきたかみ	202	携帯型
	ぼうさいきたかみ	245	携帯型
政策企画課	ぼうさいきたかみ	246	携帯型
	ぼうさいきたかみ	203	携帯型
総務課	ぼうさいきたかみ	204	携帯型
	ぼうさいきたかみ	205	携帯型
財務部			
資産経営課	ぼうさいきたかみ	206	携帯型
	ぼうさいきたかみ	207	携帯型
	ぼうさいきたかみ	208	携帯型
まちづくり部			
地域づくり課	ぼうさいきたかみ	209	携帯型
生涯学習文化課	ぼうさいきたかみ	210	携帯型
スポーツ推進課	ぼうさいきたかみ	211	携帯型
生活環境部			
環境政策課	ぼうさいきたかみ	212	携帯型
	ぼうさいきたかみ	213	携帯型
市民課和賀民生係	ぼうさいきたかみ	214	携帯型
福祉部			
福祉部	ぼうさいきたかみ	215	携帯型
地域福祉課	ぼうさいきたかみ	216	携帯型
障がい福祉課	ぼうさいきたかみ	217	携帯型
	ぼうさいきたかみ	218	携帯型
長寿介護課	ぼうさいきたかみ	219	携帯型
健康こども部			
健康づくり課	ぼうさいきたかみ	220	携帯型
	ぼうさいきたかみ	221	携帯型
	ぼうさいきたかみ	222	携帯型
農林部			
農林部	ぼうさいきたかみ	223	携帯型
農林企画課	ぼうさいきたかみ	224	携帯型
農業振興課	ぼうさいきたかみ	225	携帯型
都市整備部			
都市整備部	ぼうさいきたかみ	002	半固定型
道路環境課	ぼうさいきたかみ	104	車載型
	ぼうさいきたかみ	105	車載型
	ぼうさいきたかみ	106	車載型
	ぼうさいきたかみ	226	携帯型
	ぼうさいきたかみ	227	携帯型
	ぼうさいきたかみ	228	携帯型
	ぼうさいきたかみ	229	携帯型
	ぼうさいきたかみ	230	携帯型
	ぼうさいきたかみ	231	携帯型
	ぼうさいきたかみ	232	携帯型
都市計画課	ぼうさいきたかみ	233	携帯型
下水道課	ぼうさいきたかみ	234	携帯型
	ぼうさいきたかみ	235	携帯型
	ぼうさいきたかみ	236	携帯型
	ぼうさいきたかみ	236	携帯型
指定避難所			
黒沢尻北地区交流センター	ぼうさいきたかみ	003	半固定型
黒沢尻東地区交流センター	ぼうさいきたかみ	004	半固定型
黒沢尻西地区交流センター	ぼうさいきたかみ	005	半固定型
立花地区交流センター	ぼうさいきたかみ	006	半固定型
飯豊地区交流センター	ぼうさいきたかみ	007	半固定型
二子地区交流センター	ぼうさいきたかみ	008	半固定型
更木地区交流センター	ぼうさいきたかみ	009	半固定型
黒岩地区交流センター	ぼうさいきたかみ	010	半固定型
口内地区交流センター	ぼうさいきたかみ	011	半固定型
稲瀬地区交流センター	ぼうさいきたかみ	012	半固定型
相去地区交流センター	ぼうさいきたかみ	013	半固定型
鬼柳地区交流センター	ぼうさいきたかみ	014	半固定型
江釣子地区交流センター	ぼうさいきたかみ	015	半固定型
和賀地区交流センター	ぼうさいきたかみ	016	半固定型
岩崎地区交流センター	ぼうさいきたかみ	017	半固定型
藤根地区交流センター	ぼうさいきたかみ	018	半固定型
北上市生涯学習センター	ぼうさいきたかみ	019	半固定型
黒沢尻東地区交流センター	ぼうさいきたかみ	237	携帯型
二子地区交流センター	ぼうさいきたかみ	238	携帯型
更木地区交流センター	ぼうさいきたかみ	239	携帯型
稲瀬地区交流センター	ぼうさいきたかみ	240	携帯型
相去地区交流センター	ぼうさいきたかみ	241	携帯型
北上市立上野中学校	ぼうさいきたかみ	242	携帯型
北上市立北北中学校	ぼうさいきたかみ	243	携帯型
北上総合体育館	ぼうさいきたかみ	244	携帯型
指定福祉避難所			
北上市総合福祉センター	ぼうさいきたかみ	020	半固定型
和賀町総合福祉センター	ぼうさいきたかみ	021	半固定型

様式を次のように改める。

様式第1号（第12条関係）

陸上移動局使用申込書

年 月 日

様

課長

次のとおり使用したいので申込みます。

使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 目 的	
使用する陸上移動局の呼出名称	ぼうさいきたかみ
備 考	

無線局点検表

点検年月日	年 月 日	無線取扱責任者	
点 検 項 目			点 検 結 果
1 無線取扱者に対する研修の有無			
2 選任している無線従事者数			
3 無線従事者選解任届提出の有無			
4 電波法令集の備付の有無及び現行の適否			
5 免許状の備付の有無及び掲示方法の適否			
6 東北総合通信局の指示事項に対する措置の適否			
7 無線局開設に係る書類等の保管の適否			
8 通信訓練実施の有無			
9 無線設備等の耐震対策の適否			
備考			

様式第3号（第14条関係）

無線設備故障等障害状況報告書

年 月 日

総括管理者 様

無線取扱管理者
氏 名

次のとおり報告します。

故障等障害の発生 無線局の呼出名称	ぼうさいきたかみ
故障等障害の発生 日時	月 日 午前 時 分 午後
故障等障害の概要	
処 置 の 概 要	
回 復 日 時	月 日 午前 時 分 午後

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。